

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 第 377 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 377 回企業会計基準委員会（2018 年 1 月 25 日開催）で議論された以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）に寄せられたコメントへの対応に関する検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。
  - 企業会計基準公開草案第 60 号『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」以下「税効果会計基準一部改正案」という。）
  - 企業会計基準適用指針公開草案第 58 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」(以下「税効果適用指針案」という。)
  - 企業会計基準適用指針公開草案第 59 号（企業会計基準適用指針第 26 号の改正案）「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「回収可能性適用指針案」という。)
  - 企業会計基準適用指針公開草案第 60 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針(案)」

**評価性引当額の注記の対象となる範囲に関する検討**

2. 事務局より、評価性引当額の注記の対象となる範囲に関する検討について説明したところ、次の意見が聞かれた。
  - (1) 事務局の提案に賛成する。ただし、税効果会計基準一部改正案第 32 項の修文案の「繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の特別控除等に係る繰延税金資産」という表現については再検討した方がよいのではないかと。

「繰越外国税額控除に係る繰延税金資産」という記載は、これまで他の会計基準等でも使用しており、再検討の結果、当該記載は修正しないこととした。

**開示に関する追加検討****(個別財務諸表における注記事項の追加に関する検討)**

3. 事務局より、個別財務諸表における注記事項の追加に関する検討に関する事務局の提案について説明したところ、次の意見が聞かれた。
  - (1) 個別財務諸表に必要な開示事項を追加する事務局の提案に賛成する。単体開示の簡素化の流れの中で、個別財務諸表の注記については現状どおりとすべきで

あるという意見があるが、単体開示の簡素化は、連結情報の充実に伴って単体情報が簡素化されるということが本来の趣旨であり、単に個別財務諸表の注記事項を増やさないことを意図したものではないと考える。

- (2) 税務上の繰越欠損金の開示については、重要性がない場合には個別財務諸表の注記の省略ができる点や注記の記載方法については各企業の実情に応じて異なる点が税効果会計基準一部改正案に記載されており、特に個別財務諸表での開示に関して、寄せられた意見に対して一定の配慮がなされているのではないかと。
- (3) 個別財務諸表の注記事項が連結財務諸表の理解に資するという事務局の分析があるが、連結財務諸表の理解に資する情報は本来、連結財務諸表の注記事項として要求すべきであり、単体開示の簡素化の流れの中では、個別財務諸表の注記事項として要求すべきではないと考える。今回は個別財務諸表の注記とすることが記載の場所として適当であるかもしれないが、今後、連結と個別の開示のあり方を検討する際には、よく考慮する必要がある。

#### **(連結納税制度を採用している企業の子会社における開示の有用性に関する検討)**

4. 事務局より、連結納税制度を採用している企業の子会社における開示の有用性に関する検討について説明したところ、次の意見が聞かれた。
  - (1) 連結納税制度を適用している企業の子会社が有価証券報告書を作成している場合の開示について、将来の税負担率の予測の観点からは単体納税を適用している企業と同様の有用性が認められるという事務局の分析があるが、そのような場合には有用性は一定程度制限されると考えられるため、表現の修正が必要ではないか。

上記の意見を踏まえ、税効果会計基準一部改正案の記載の見直しを行った。

以 上